

別表 [F E N I C S グローバルVPNサービス]

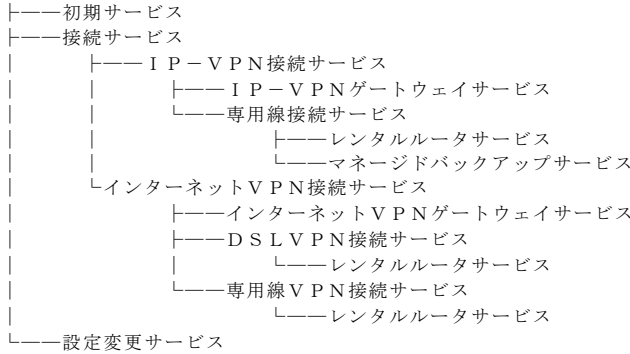
1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の海外の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線およびF E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の国際閉域IPネットワークおよび仮想的国際閉域ネットワークを利用できるようにするネットワークサービスです。

F E N I C S グローバルVPNサービス



3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 本ネットワークサービスの提供にあたっては、別途甲と乙の間において、「F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネク ト 基本サービス」、「F E N I C S ビジネスVPNプラス 基本サービス」「F E N I C S ビジネスIPネットワークサービス 基本サービス」、「F E N I C S ビジネスE t h e r n e t サービス 基本サービス」、「F E N I C S ビジネスVPNサービス 基本サービス」、「F E N I C S ビジネスWVSサービス 基本サービス」（以下総称して「ビジネスネットワークサービス」という）のうち、いずれかの提供に関する契約がなされているものとします。また、上記に加え、「F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネク ト 基本サービス」、「F E N I C S ビジネスE t h e r n e t サービス 基本サービス」および「F E N I C S ビジネスWVSサービス 基本サービス」の場合は「IP接続GWサービス」の契約が、「F E N I C S ビジネスVPNプラス」および「F E N I C S ビジネスVPNサービス 基本サービス」の場合は「オプションインフラ接続サービス」の契約が別途必要となります。
- (2) 甲は、乙が本ネットワークサービスを提供する前提条件として、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために必要となる甲設備を用意するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 初期サービス

乙は、甲が本ネットワークサービスを通じて専用の国際閉域IPネットワークおよび仮想的国際閉域ネットワークを利用できるようにするために、F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備およびF E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(2) 接続サービス

乙は、甲が専用の国際閉域IPネットワークおよび仮想的国際閉域ネットワークを利用するために必要となるF E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線を、以下の品目により継続的に提供します。

a. IP-VPN接続サービス

乙は、甲が専用の国際閉域IPネットワークを利用するために必要となるF E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線を、以下の品目により継続的に提供します。

ア. IP-VPNゲートウェイサービス

「ビジネスネットワークサービス」にて提供している閉域IPネットワークもしくは仮想的閉域IPネットワークと国際閉域IPネットワークとを相互に接続し、甲が専用線接続を利用するための環境を継続的に提供します。

品目	内容
1Mbpsから 1Mbps毎に10Mbpsまで	1Mbpsから1Mbps毎に10Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて閉域IPネットワークもしくは仮想的閉域IPネットワークと国際閉域IPネットワークを接続する。
10Mbpsから 10Mbps毎に50Mbpsまで	10Mbpsから10Mbps毎に50Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて閉域IPネットワークもしくは仮想的閉域IPネットワークと国際閉域IPネットワークを接続する。

イ. 専用線接続サービス

乙は、専用線をアクセス回線として、本ネットワークサービスの全部または一部を提供します

品目	内容
1Mbpsから 1Mbps毎に10Mbpsまで	1Mbpsから1Mbps毎に10Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。
10Mbpsから 10Mbps毎に50Mbpsまで	10Mbpsから10Mbps毎に50Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。

ウ. レンタルルータサービス

乙は、甲が甲設備とF E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線とを接続する際に必要となるルータを継続的に貸し出し、監視を行い、設定情報を管理するものとします。

エ. マネージドバックアップサービス

乙は、甲が別途用意するインターネット接続用回線をアクセス回線として、海外の甲設備から閉域IPネットワークもしくは仮想的閉域IPネットワークへ接続するための接続IDを継続的に提供します。なお、本ネットワークサービスを利用するにあたって必要となるルータは乙所定の機種を甲の責任にて準備、設定するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの提供に必要な範囲において、同ルータのOSを正当に利用するための作業を乙が実施することができる保守契約を別途締結するものとします。

6. インターネットVPN接続サービス

乙は、甲が仮想的国際閉域IPネットワークを利用するために必要となるFENICSネットワークサービス用電気通信回線を、以下の品目により継続的に提供します。

ア. インターネットVPNゲートウェイサービス

「ビジネスネットワーク」にて提供している閉域IPネットワークもしくは仮想的閉域IPネットワークと仮想的国際閉域IPネットワークとを相互に接続し、甲がDSLVPN接続および専用線VPN接続を利用するための環境を継続的に提供します。

品目	内容
1Mbpsから 1Mbps毎に10Mbpsまで	1Mbpsから1Mbps毎に10Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて閉域IPネットワークもしくは仮想的閉域IPネットワークと仮想的国際閉域IPネットワークを接続する。
10Mbpsから 10Mbps毎に50Mbpsまで	10Mbpsから10Mbps毎に50Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて閉域IPネットワークもしくは仮想的閉域IPネットワークと仮想的国際閉域IPネットワークを接続する。

イ. DSLVPN接続サービス

乙は、DSLをアクセス回線として、本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。

品目	内容
1Mbpsから 1Mbps毎に10Mbpsまで	1Mbpsから1Mbps毎に10Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。
10Mbpsから 10Mbps毎に50Mbpsまで	10Mbpsから10Mbps毎に50Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。

・レンタルルータサービス

乙は、甲が甲設備とFENICSネットワークサービス用電気通信回線とを接続する際に必要となるルータを継続的に貸し出し、監視を行い、設定情報を管理するものとします。

ウ. 専用線VPN接続サービス

乙は、専用線をアクセス回線として、本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。

品目	内容
1Mbpsから 1Mbps毎に10Mbpsまで	1Mbpsから1Mbps毎に10Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。
10Mbpsから 10Mbps毎に50Mbpsまで	10Mbpsから10Mbps毎に50Mbpsまでの符号伝送可能な電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス。

・レンタルルータサービス

乙は、甲が甲設備とFENICSネットワークサービス用電気通信回線とを接続する際に必要となるルータを継続的に貸し出し、監視を行い、設定情報を管理するものとします。

(3) 設定変更サービス

乙は、ネットワークサービス用電気通信設備またはFENICSネットワークサービス用電気通信回線に対し、別途甲乙合意した作業を実施します。

5. 提供区域

利用規約の定めにかかわらず、本ネットワークサービスの提供区域は、日本国内に限られないものとし、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他アクセス回線提供者の提供区域に準ずるものとします。

6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は接続サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 接続サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線の障害受付時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害受付時間帯に準ずるものとします。

8. 契約金額について

4. (2) 接続サービスの契約金額は、ネットワークサービス明細表にて定める外貨および為替レートに、所定の外貨建契約金額を乗じて算出されたものであり、乙は日本円建てにて当該金額を甲に請求するものとします。なお、当該算出の前提となる為替レートは、毎年4月第一営業日に更新されるものとし、乙は当該日の為替レートを用いて算出した日本円建て契約金額を甲に通知するものとします。

9. 甲の解約について

利用規約の定めにかかわらず、甲が本ネットワークサービスの全部または一部を解約する場合、甲は解約日を当該解約日の2か月前までに書面をもって乙に通知するものとします。なお、利用規約に定める基本実施期間満了前に中途解約する場合は、甲は乙に利用規約に定める中途解約料金を支払うものとします。

10. 従量月額払利用料金の算出

本ネットワークサービスにおける従量月額払利用料金は、利用規約第8条第3項(2)の規定にかかわらず、サービス実施開始日およびサービス実施期間中における毎料金の21日に発生するものとします。

11. 本ネットワークサービスの利用不能の免責

利用規約の定めにかかわらず、甲は、本ネットワークサービスの実施期間中、利用料金の支払を要します。

12. 本ネットワークサービスに対する責任

利用規約の定めにかかわらず、賠償請求の発生前提となる継続利用不能時間は、甲が利用不能となったことを乙が知った時刻から起算して48時間以上とするものとします。

13. 適用法律について

甲は、本ネットワークサービスの提供にあたり、本ネットワークサービスの提供区域において適用される法令の定めが適用されることがあることをあらかじめ了解するものとし、当該法令の定めまたは当該区域における公権力の指令などの理由により、本ネットワークサービスの全部または一部の提供がなされないことがあることをあらかじめ了解するものとします。

14. 品名一覧

本ネットワークサービスの品名は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
グローバルVPN IP-VPN接続 IP-VPN接続GW 初期費	NS33010S		従量料金制 (一括払)	式
グローバルVPN IP-VPN接続 専用線接続 初期費	NS33011S		従量料金制 (一括払)	式
グローバルVPN IP-VPN接続 レンタルルータ 初期費	NS33012S		従量料金制 (一括払)	式
グローバルVPN マネージドバックアップ 初期費	NS33013S		従量料金制 (一括払)	式
グローバルVPN インターネットVPN接続 インターネットVPN接続GW 初期費	NS33020S		従量料金制 (一括払)	式
グローバルVPN インターネットVPN接続 DSL VPN接続 初期費	NS33021S		従量料金制 (一括払)	式
グローバルVPN インターネットVPN接続 専用線VPN接続 初期費	NS33022S		従量料金制 (一括払)	式
グローバルVPN インターネットVPN接続 レンタルルータ 初期費	NS33023S		従量料金制 (一括払)	式
グローバルVPN IP-VPN接続 IP-VPN接続GW 月額利用料	NS33010G		従量料金制 (月額払)	式
グローバルVPN IP-VPN接続 専用線接続 月額利用料	NS33011G		従量料金制 (月額払)	式
グローバルVPN IP-VPN接続 レンタルルータ 月額利用料	NS33012G		従量料金制 (月額払)	式
グローバルVPN マネージドバックアップ 利用料	NS33013G		従量料金制 (月額払)	式
グローバルVPN インターネットVPN接続 インターネットVPN接続GW 月額利用料	NS33020G		従量料金制 (月額払)	式
グローバルVPN インターネットVPN接続 DSL VPN接続 月額利用料	NS33021G		従量料金制 (月額払)	式
グローバルVPN インターネットVPN接続 専用線VPN接続 月額利用料	NS33022G		従量料金制 (月額払)	式
グローバルVPN インターネットVPN接続 レンタルルータ 月額利用料	NS33023G		従量料金制 (月額払)	式
グローバルVPN 設定変更費	NS33030S		従量料金制 (一括払)	式
グローバルVPN 設定変更費 課税分	NS33031S		従量料金制 (一括払)	式

[変更内容]

(2011年6月13日) 本別表を適用します。

(2016年6月27日) 提供帯域の見直し、およびマネージドバックアップサービスを追加します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
IP	Internet Protocol
Kbps	kilo bits per second
OS	Operating System
Mbps	mega bits per second
VPN	Virtual Private Network

以上